

## 滋賀職業能力開発短期大学校体育館及び駐車場等の使用について

1. 予約受付 お申込みは、使用日の属する月の2ヶ月前から使用日の10日前（必着：その日が閉庁日（土・日・祝日）の場合はその直前の開庁日。）までに別紙「施設使用許可・取消申請書（様式第2号-3）」の持参またはFAX、もしくは郵送によることとします。（電話による予約受付はいたしません、FAXの場合は、送信確認の連絡をお願いします。）
2. 決定方法 同一日に複数の予約をいただいた場合は、使用日の属する月の1ヶ月前の1日をめどに抽選により決定します。  
また、申込み多数の日の貸出は、当該月内で1個人・1団体原則2回までとさせていただきます。
3. 予約決定 上記2により決定した方につきまして、使用日の属する月の1ヶ月前の5日ごろに「施設等使用許可書兼請求書」及び「施設不使用報告書」を発送します。ただし、その日が閉庁日（土・日・祝日）の場合はその翌開庁日の発送とします。  
※ 通知は、貸与決定者のみとさせていただきます。  
※ 使用を承諾された者が使用の取消しを行う場合は、承諾された使用日の1週間前までに、別紙「施設使用許可・取消申請書（様式第2号-3）」により手続きを行ってください。それ以降の取消しは認められません。  
※ 既納の使用料を他の使用日時・使用場所に振替えること（流用）はできません。
4. 支払方法 施設使用料は、使用日の1週間前までに指定の振込口座に銀行振込をお願いします。期日までに振込が確認できない場合は、使用許可を取消す場合があります。
5. 既納使用料の返金 既納の使用料は原則として返金できませんので、ご了承ください。使用日の1週間前までに取消しの手続きを行った場合、もしくは気象条件により止むを得ず使用できず翌開庁日17時までに「施設不使用報告書（様式第4号-2）」を事務所まで持参、FAX又は郵送等で提出された場合のみ、後日返金いたします。ただし、警備員料が加算されている場合の警備員料については、使用日の1週間前までに取消しの手続きがなければ、申請者の都合（気象条件を含む）によるキャンセルの場合でも原則として返金できませんので、ご了承ください。  
※ 既納使用料の返金方法は振込みとなります。新規返金時に「振込依頼書」を記入し事務所まで提出してください。次回返金以降はこの登録口座が適用されます。  
※ 速やかにこれらの手続きをされなかった場合、返金できなくなることもありますので、ご了承ください。

送付先 〒523-8510 滋賀県近江八幡市古川町1414番地  
滋賀職業能力開発短期大学校 総務 宛

FAX 0748-31-2255

連絡先 総務 宛

TEL 0748-31-2250

## 6. 各施設の使用条件

- ① 使用可能な時間は、9:00 から 16:00 までです。屋外（体育館含む）における使用は原則として閉庁日のみですが、学校行事がある場合等は使用できないことがあります。
- ② 施設使用中は「施設等使用許可書兼請求書」を携帯してください。
- ③ 施設内は所定の場所以外は禁煙とし、ゴミ等については全てお持ち帰り願います。
- ④ 使用料については、駐車場及びトイレの使用料を含んでおります。それ以外の当校施設の無断使用（例えばトイレ使用時に必要となる水道又は電気以上の使用）は、ご遠慮ください。
- ⑤ トイレについては、屋外施設利用の場合は、体育館のトイレを使用してください。
- ⑥ 自動車については、定められた駐車場に駐車してください。
- ⑦ 施設使用中に施設及び機器等を破損または滅失された場合は、直ちに原形に復することとし、利用者の負担により弁償していただきます。
- ⑧ 転貸や使用目的以外の使用及び営利を目的とした使用はご遠慮願います。
- ⑨ 施設等の使用を許可した場合においても、本校において緊急使用等の事情が発生した場合には、使用許可を取り消すことがあります。また、この使用条件及び本校の庁舎管理上厳守すべき事項について反していると認められる場合は、使用を中止するとともにそれ以降の使用を禁ずることがあります。
- ⑩ 使用中の事故等に関して、本校は一切の責任を負いません。